

<意見募集する各基準の一覧表>

基準の内容：公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理

参酌基準：「下水道法施行令」					委任の方法	岩内町の考え方	
項目(見出し)	条	項	号	条項文		適用基準	左記の理由
排水施設及び処理施設に共通する構造の基準	5-8	1		排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。	参酌すべき基準	国の基準どおりの内容とする	現行の政令の基準を検討した結果、本町が公共下水道事業を実施する上で、適切な基準であると判断でき、また本町における特別な事情により別に基準を追加する必要がないものと判断するため。
			(1)	堅固で耐久力を有する構造とすること。			
			(2)	コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。			
			(3)	屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。			

<意見募集する各基準の一覧表>

基準の内容：公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理

参酌基準：「下水道法施行令」					委任の方法	岩内町の考え方	
項目(見出し)	条	項	号	条 項 文		適用基準	左記の理由
排水施設及び処理施設に共通する構造の基準	5-8	1	(4)	下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。	参酌すべき基準	国の基準どおりの内容とする	現行の政令の基準を検討した結果、本町が公共下水道事業を実施する上で、適切な基準であると判断でき、また本町における特別な事情により別に基準を追加する必要がないものと判断するため。
			(5)	地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。			

<意見募集する各基準の一覧表>

基準の内容：公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理

参酌基準：「下水道法施行令」					委任の方法	岩内町の考え方	
項目(見出し)	条	項	号	条項文		適用基準	左記の理由
排水施設の構造の基準	5-9	1		排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。	参酌すべき基準	国の基準どおりの内容とする	現行の政令の基準を検討した結果、本町が公共下水道事業を実施する上で、適切な基準であると判断でき、また本町における特別な事情により別に基準を追加する必要がないものと判断するため。
			(1)	排水管の内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。			
			(2)	流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。			
			(3)	暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。			

<意見募集する各基準の一覧表>

基準の内容：公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理

参酌基準：「下水道法施行令」					委任の方法	岩内町の考え方	
項目(見出し)	条	項	号	条 項 文		適用基準	左記の理由
排水施設の構造の基準	5-9	1	(4)	暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。	参酌すべき基準	国の基準どおりの内容とする	現行の政令の基準を検討した結果、本町が公共下水道事業を実施する上で、適切な基準であると判断でき、また本町における特別な事情により別に基準を追加する必要がないものと判断するため。
			(5)	ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。			

<意見募集する各基準の一覧表>

基準の内容：公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理

参酌基準：「下水道法施行令」					委任の方法	岩内町の考え方	
項目(見出し)	条	項	号	条 項 文		適用基準	左記の理由
処理施設の構造の基準	5-10	1		第五条の八に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。	参酌すべき基準	国の基準どおりの内容とする	現行の政令の基準を検討した結果、本町が公共下水道事業を実施する上で、適切な基準であると判断でき、また本町における特別な事情により別に基準を追加する必要がないものと判断するため。
			(1)	脱臭施設の措置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。			
			(2)	汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。			

<意見募集する各基準の一覧表>

基準の内容：公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理

参酌基準：「下水道法施行令」					委任の方法	岩内町の考え方	
項目(見出し)	条	項	号	条 項 文		適用基準	左記の理由
適用除外	5-11	1		第五条の六の規定は、前三条の規定の適用について準用する。	参酌すべき基準	国の基準どおりの内容とする	工事用の仮の施設や災害時の応急措置施設については、迅速な設置が求められるとともに、一時的に供用され、近い将来撤去されるものであることから、第五条の八、第五条の九及び第五条の十で規定する基準を適用することは適当ではなく、本町においても現行の政令どおり適用除外とすることが適切であると判断するため。

<意見募集する各基準の一覧表>

基準の内容：公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理

参酌基準：「下水道法施行令」				委任の方法	岩内町の考え方		
項目(見出し)	条	項	号		条 項 文	適用基準	左記の理由
終末処理場の維持管理	13	1		法第二十一条第二項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。	参酌すべき基準	国の基準どおりの内容とする	現行の政令の基準を検討した結果、本町が公共下水道事業を実施する上で、適切な基準であると判断でき、また本町における特別な事情により別に基準を追加する必要がないものと判断するため。
			(1)	活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。			
			(2)	沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。			
			(3)	急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水压を調節すること。			
			(4)	前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。			

<意見募集する各基準の一覧表>

基準の内容：公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理

参酌基準：「下水道法施行令」					委任の方法	岩内町の考え方	
項目(見出し)	条	項	号	条 項 文		適用基準	左記の理由
終末処理場の維持管理	13	1	(5)	臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。	参酌すべき基準	国の基準どおりの内容とする	現行の政令の基準を検討した結果、本町が公共下水道事業を実施する上で、適切な基準であると判断でき、また本町における特別な事情により別に基準を追加する必要がないものと判断するため。
			(6)	前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。			